

匿名加工情報の作成及び第三者提供について

1. 作成及び第三者提供する匿名加工情報について

DPC 導入の影響評価及び今後の DPC 制度の見直しを図る目的で、厚生労働省が収集し管理する情報となるデータ（DPC データ）を作成しています。また、審査支払機関への請求のため、診療に係る費用を診療報酬明細書（レセプト）として作成しています。

DPC データは、診療録の情報および診療報酬明細書の情報で構成されており、レセプトデータは、医療機関情報・保険者情報・診療行為情報・医薬品情報・特定器材情報等から構成されています。これらの情報を利活用することで、医療の質向上および病院経営の改善に役立てる事が可能となるため、匿名加工後のデータを第三者へ提供しています。

第三者提供するこれらのデータは氏名、住所、電話番号は含みません。なお、地域傾向や受診年齢層等を分析する必要があるため、郵便番号（上 3 桁のみ）、生年月日（入院時年齢に変換を行い 90 歳以上は 90 歳に一括り）、各種保険証に関する情報については、保険者番号（健康保険事業の各運営主体を指す番号）のみを含みます。

当院は上述の通り、診療情報から匿名加工情報を毎月継続して作成し、第三者に提供しています。

2. 匿名加工情報の提供の方法

データを匿名加工後、提供先が運用管理するサーバへのアップロード、または、外部記録媒体を郵送する方法により提供します。

3. 匿名加工情報の安全管理

作成した匿名加工情報は、第三者提供後速やかに削除し、当院で匿名加工情報を保管あるいは利用しません。

4. 匿名加工情報に関する問合せ窓口

当院における匿名加工情報の作成及び第三者提供等についての問い合わせは、担当窓口（1 階総合案内）までご連絡ください。